

2026年6月8日

各位

会社名 G0株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 宏
(コード番号:581A 東証グロース市場)
問合せ先 執行役員 CFO 経営戦略本部長 森 亮介
(TEL. 050-2031-3491)

**売出価格、国内外の売出株式数及び
オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ**

当社普通株式の売出価格、国内外の売出株式数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定されましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 売出価格 1株につき 金 2,400円
2. 売出株式数 引受人の買取引受けによる国内売出し 8,598,800株
海外売出し 28,338,100株

3. 価格決定の理由等

売出価格の決定に当たりましては、仮条件(2,350円~2,400円)に基づいて国内外の機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき2,400円と決定されました。

なお、引受価額は1株につき2,268円と決定されました。

また、国内外の売出株式数の内訳につきましては、上記ブックビルディングの状況等を勘案し、引受人の買取引受けによる国内売出し8,598,800株、海外売出し28,338,100株と決定されました。

4. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 3,546,000株

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 上場時資本金の額 100,000,000円
(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある)
- ② 第三者割当増資による募集株式発行
増加する資本金(上限) 4,021,164,000円 (1株につき 1,134円)
増加する資本準備金(上限) 4,021,164,000円 (1株につき 1,134円)

[参 考]

1. 株式売出しの概要

(1) 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受けによる売出し 36,936,900株
(引受人の買取引受けによる国内売出し 8,598,800株、海外
売出し 28,338,100株)

オーバーアロットメントによる売出し 3,546,000株

(2) 申 込 期 間 2026年6月9日(火曜日)から
(国 内) 2026年6月12日(金曜日)まで

(3) 株式受渡期日 2026年6月16日(火曜日)

2. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しに係る売出人である株式会社ディー・エヌ・エー、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出人であるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京センチュリー株式会社、海外売出しに係る売出人である株式会社NTTドコモ及びトヨタ自動車株式会社、当社株主であるグローバルグロースホールディングスツアー合同会社、Kakao Mobility Corp.、West Street Growth EE HK Limited日本支店、合同会社乃木坂ホールディングス、帝都自動車交通株式会社、大和自動車交通株式会社、岡山交通株式会社及び株式会社フリークアウト・ホールディングス並びに当社の新株予約権者である中島宏、川鍋一朗及び寺田航平は、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びBofA証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2026年12月12日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間(1)」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等(ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

また、貸株人である日本交通ホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後360日目の2027年6月10日(当日を含む。)までの期間(以下「ロックアップ期間(2)」といい、ロックアップ期間(1)と合わせて「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸付け及び上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2026年12月12日(当日を含む。)以降の当社株式に対する担保設定(ただし、4,300,000株を上限とする。)等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

加えて、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間(1)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、2026年5月14日及び2026年6月1日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該約束内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

上記の他、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は当社の株式売出し及び第三者割当による募集株式発行について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。当社普通株式の売出しへの投資判断を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。「株式売出届出目論見書」（及び訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。同文書には当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の登録を行うことを予定しておりません。